頁	訂正箇所	誤	正	備考
5	3.3 水量の分類	a) 配水量	a) 配水量	水道用水供給事業者
		省略	省略	からの受水について
			注記 水道用水供給事業者からの受水を直接配水	明確化
			した量とは, 自己所有の浄水場又は配水池	
			などの施設に受水せずに,直接,給水区域	
			に配水された水量をいう。施設に一旦受水	
			したものは,水道事業体の配水池などから	
			配水された水量に含まれる。	
13	表 4-主要背景情報 (CI)	浄水受水量/年間取水量	浄水受水量/ <u>年間配水量</u>	誤記訂正
	浄水受水率 計算式			
13	表 4-主要背景情報 (CI)		表4の備考欄に次の注記を追加	CI の表示桁数の取扱
	備考欄		注記 CI の表示桁数は、事業体ごとに事業規模が	いを追加
			異なるため,各事業体で妥当な表示桁数を判	
			断してよい。	
16	9.1.3 対象施設の取扱い	b) 残存している施設であっても、水道事業認可上	b) 廃止施設として公表しているものは,業務指標	取り扱いの明確化
		廃止したものは、業務指標の対象から除く。	の対象から除く。 <u>それ以外の施設は,特に記載</u>	
			が無い場合を除き,原則,対象とする。	
33	A106(無機物質濃度水質		表中の塩化物イオンの測定回数を修正	別添① 参照
	基準比率)		※別添①	
	計算例			
44	A203(配水池清掃実施	4 業務指標算定時の注意事項	4 業務指標算定時の注意事項	他の業務指標との整合
	率)	配水池有効容量には、休止中及び使用の可否が不	配水池としての機能を併せもつ浄水池は含める。	
	箇条 4	明のものは含めない。なお、配水池としての機能を		
		併せもつ浄水池は含める。		

頁	訂正箇所	誤	正	備考
62	B104 (施設利用率)	2.1 一日平均配水量(単位 m³/日)	2.1 一日平均配水量(単位 m³/日)	水道用水供給事業者
~	B105(最大稼働率)	水道事業体の配水池などから配水された水量,各	水道事業体の配水池などから配水された水量,各	からの受水について
67	B106 (負荷率)	井戸から直接配水された水量, 水道用水供給事業	井戸から直接配水された水量の合計を,年間日数で	明確化
	箇条 2	者からの受水を直接配水した量の合計を,年間日	除した水量。	
	解説	数で除した水量。	注記 この指標の配水量には、水道用水供給事業者	
			からの受水のうち,水道事業体の配水池など	
			の施設を経由せず,直接配水された量は含ま	
			<u>ない。</u>	
		2.2 施設能力(単位 m ³ /日)		
		省略	2.2 施設能力(単位 m³/日)	
		注記 水道用水供給事業者から受水している水道	省略	
		事業者では、申込み受水量を含む。	注記 水道用水供給事業者から受水している水道	
			事業者では、申込み受水量を含む。	
			ただし、水道事業体の配水池などの施設を経	
			由せず直接配水される受水分は除く。	
		解説		
		省略	解説	
			省略	
			なお,この業務指標は水道事業体が所有する施設	
			を対象としているので,施設を経由せず,直接給水	
			区域に配水された水道用水供給事業者からの受水	
			分は除くものとした。	

頁	訂正箇所	誤	正	備考
74	B110 (漏水率)	4 業務指標算定時の注意事項	4 業務指標算定時の注意事項	水道用水供給事業者
	箇条 4 c)	a), b) 省略	a), b) 省略	への適用性の整理
	箇条 5	c) 水道用水供給事業者の場合は、配水量を用水量	一削除一	
		に読み替える。		
		5 適用性	5 適用性	
		一 水道事業者 適用	一 水道事業者 適用	
		一 水道用水供給事業者 適用	- 水道用水供給事業者 <u>なし</u>	
80	B113(配水池貯留能力)	4 業務指標算定時の注意事項	4 業務指標算定時の注意事項	他の業務指標との整合
94	B203(給水人口一人当た	a) 配水池有効容量には、休止中及び使用の可否が	a) 配水池としての機能を併せもつ浄水池は含め	
	り 貯留飲料水量)	不明のものは含めない。なお、配水池としての	る。	
	箇条 4 a)	機能を併せもつ浄水池は含める。		
112	B301 (配水量1 m³当たり	2.1 電力使用量の合計 (単位 kWh)	2.1 電力使用量の合計 (単位 kWh)	変数定義の統一
	電力消費量)	取水から給水までに使用する電力,営業所,事務	1年間に水道事業全ての施設,事務所で使用した	(B304 等と整合)
	箇条 2 2.1	所など水道事業に関わる各施設において使用した	電力使用量の合計。	※算定値に変更はない
		電力 (照明, 空調, 事務機器など), 自家用発電で利		
		用した電力の合計量。		
115	B302 (配水量1 m³当たり	表-エネルギー使用の合理化に関する法律施行規	表-エネルギー使用の合理化等に関する法律施行	省令名及び換算値の
	消費エネルギー)	則の抜粋(参考)	規則の抜粋(参考)	誤記訂正
	計算例	液化石油ガス (LPG) 1t 当たり 50.8 (MJ)	液化石油ガス(LPG)1 <u>kg</u> 当たり 50.8(MJ)	
		液化天然ガス (LNG) 1t 当たり 54.6 (MJ)	液化天然ガス(LNG)1 <u>kg</u> 当たり 54.6(MJ)	
118	B304 (再生可能エネルギ	1 業務指標の定義	1 業務指標の定義	変数定義の統一
	一利用率)	(再生可能エネルギー利用率) =[(再生可能エネルギー	(再生可能エネルギー利用率) =[(再生可能エネルギー	(B301 等と整合)
	箇条1	設備の電力使用量)/(全施設の電力使用量)]×100	設備の電力使用量)/(<u>電力使用量の合計</u>)]×100	※算定値に変更はない
	箇条 2 2.2			
		2.2 全施設の電力使用量(単位 kWh)	2.2 <u>電力使用量の合計</u> (単位 kWh)	

頁	訂正箇所	誤	正	備考
128	B501(法定耐用年数超過	4 業務指標算定時の注意事項	4 業務指標算定時の注意事項	他の業務指標との整合
	浄水施設率)	a) 省略	a) 省略	
	箇条 4	b) 浄水施設能力には,実際に運用していない施設	一削除一	
		は含めない。		
130	B502(法定耐用年数超過	注記 水処理に直接関わらない機器, 建築附帯設備	注記 水処理 <u>, 導送配水</u> に直接関わらない機器, 建	変数定義の統一
	設備率)	は除く。	築附帯設備は除く。	(B117と整合)
	箇条 2 2.1 及び 2.2			※算定値に変更はない
140	B602 (浄水施設の耐震化	2.1 耐震対策の施された浄水施設能力	2.1 耐震対策の施された浄水施設能力	図書の年版記載
	率)	… 水道施設耐震工法指針で定める …。	… 水道施設耐震工法指針 <u>2009</u> で定める …。	
	箇条 2 2.1			
	箇条 4	4 業務指標算定時の注意事項	4 業務指標算定時の注意事項	
		a) から c) 省略	a) からc) 省略	他の業務指標との整合
		d) 水道用水供給事業者からの受水分(浄水)は含	一削除一	
		まない。		
		e) 浄水処理に直接関係のない施設は含めない。	d) 浄水処理に直接関係のない施設は含めない。	
142	B602-2 (浄水施設の主要		図書の年版を記載	変数算出の明確化
143	構造物耐震化率		ろ過池の浄水施設能力について, 沈でん・ろ過を	別添② 参照
	箇条1		有する施設とろ過のみ施設ごとに算定する旨の注	
	箇条 2		記を追加	
	解説		※別添②	
144	B603 (ポンプ所の耐震化	2.1 耐震対策の施されたポンプ所能力	2.1 耐震対策の施されたポンプ所能力	図書の年版記載
	率)	… 水道施設耐震工法指針で定める …。	… 水道施設耐震工法指針 <u>2009</u> で定める…。	
	箇条 2 2.1			

頁	訂正箇所	誤	正	備考
146	B604 (配水池の耐震化率)	2.1 耐震対策の施された配水池有効容量	2.1 耐震対策の施された配水池有効容量	図書の年版記載
	箇条 2 2.1 及び 2.2	… 水道施設耐震工法指針で定める …。	… 水道施設耐震工法指針 <u>2009</u> で定める …。	
	箇条 4	2.2 配水池等有効容量	2.2 配水池有効容量	変数定義の統一
		配水池 (配水塔を含む) 及び浄水池の有効容量の	配水池(配水塔を含む)の有効容量の合計。	
		合計。		
		4 業務指標算定時の注意事項	4 業務指標算定時の注意事項	他の業務指標との整合
		a) から c) 省略	a) から c) 省略	
			d) 配水池としての機能を併せもつ浄水池は含め	
			<u> 3.</u>	
148	B605(管路の耐震管率)	4 業務指標算定時の注意事項	4 業務指標算定時の注意事項	シールド内配管の耐
	箇条 4 b)	省略	省略	震性に関して、水道施
150	B606 (基幹管路の耐震管	-) 管路内配管 (PIP, シールド・推進管内配管) は,	-) 管路内配管 (PIP, シールド <u>,</u> 推進管内配管) は,	設耐震工法指針 2009
	率)	内挿管に耐震管を使用した場合は含む。	内挿管に耐震管を使用した場合は含む。	との整合
	箇条 4 c)		また、シールド内配管では、外側の構造物及び	
152	B606-2 (基幹管路の耐震		管路を合わせて耐震性があると評価できる場	
	適合率)		合は含める。詳細は水道施設耐震工法指針 2009	
	箇条 4 d)		<u>による。</u>	

頁	訂正箇所	誤	正	備考
154	B607(重要給水施設配水	4 業務指標算定時の注意事項	4 業務指標算定時の注意事項	注意事項追加
	管路の耐震管率)		-) 管路内配管 (PIP, シールド, 推進管内配管) は,	他の業務指標との整合
158	B607-2(重要給水施設配		内挿管に耐震管を使用した場合は含む。	(B605 等と整合)
	水管路の耐震適合率)		また,シールド内配管では,外側の構造物及び	
	箇条 4		管路を合わせて耐震性があると評価できる場合	
			は含める。詳細は水道施設耐震工法指針 2009 に	
			<u>よる。</u>	
210	C120(固定比率)	2.5 繰延収益 (単位 円)	2.5 繰延収益 (単位 円)	変数定義の統一
	箇条 2 2.5	減価償却を行う必要のある固定資産(土地、立木	減価償却を行う必要のある固定資産の取得,又は	(C119 と整合)
		などを除く)の取得,又は改良に充てるための補助	改良に充てるための補助金などの交付を受けた場	※算定値に変更はない
		金などの交付を受けた場合において, その交付を受	合、その交付を受けた金額に相当する額を長期前受	
		けた金額に相当する額。	金勘定に整理した額(長期前受金-長期前受金収益	
			化累計額)。	
212	C121(企業債償還元金対	1 業務指標の定義	1 業務指標の定義	総務省の水道事業経
	減価償却費比率)	(企業債償還元金対減価償却費比率) = [(建設改良のた	(企業債償還元金対減価償却費比率) = [(建設改良のた	営指標との整合
	箇条1	めの企業債償還元金)/(当年度減価償却費)]×100	めの企業債償還元金)/ (当年度減価償却費-長期前受	
	箇条 2		金戻入)] ×100	
		2 変数の定義	2 変数の定義	
		2.1, 2.2 省略	2.1, 2.2 省略	
			2.3 長期前受金戻入(単位 円)	
			長期前受金(償却資産の取得又は改良に充てるた	
			めの補助金,負担金その他これらに類するもの)を,	
			当該長期前受金に関連付けられた償却資産の減価	
			償却,減損損失又は除却の際に合わせて収益化した	
			<u>もの。</u>	